

各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果
についての報告書（要旨）

平成20年9月

会計検査院

1 参議院からの検査要請の内容

(1) 検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院

(2) 検査の内容

各府省等が締結している随意契約についての次の各事項

- ① 随意契約を含めた契約全般の状況
- ② 随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性
- ③ 公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況
- ④ 契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況
- ⑤ 随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数
- ⑥ 再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数
- ⑦ ⑤⑥についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、役員に占める比率

2 国の契約方式等の概要

国の法令上の契約方式としては、一般競争契約が原則であり、例外として指名競争契約又は随意契約が認められている。

法令上の契約方式とは別に、近年、「企画競争」や「公募」が行われている。

3 19年次の会計検査の実施状況

検査の結果を、「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について」の報告書として取りまとめ、19年10月17日、参議院議長に報告した。

そして、各府省等による随意契約の見直し状況に係る検証を中心に引き続き検査を実施し、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

4 20年次の検査の観点及び着眼点

合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、各府省等における随意契約の見直し状況の検証を中心に、契約事務が適切に行われ、公正性、競争性及び透明性が確保されているかなどに着眼して検査を行った。

(注) 防衛省は、検査要請がなされた18年6月時点では、内閣府防衛庁である。

検査の結果

1 随意契約を含めた契約全般の状況

～各府省等の国内のすべての官署において締結された支出原因契約（少額随契が認められる契約等を除く。）のうち18年度及び19年度（12月まで）を対象～

(1) 府省等における契約全体の状況

○ 対象契約の件数、支払金額とその変化

区分	年度	18年度	19年度 (12月まで) (A)	18年度 (12月まで) (B)	増△減率 ((A)/(B)-1)
件数		18.1万件	14.5万件	14.2万件	2.4%
支払金額		5兆3590億円	2兆2441億円	2兆2153億円	1.3%

○ 契約相手方別の契約状況とその変化

(単位：%)

区分	契約相手方	民間企業	公益法人		独立行政法人等	その他
				(うち所管公益法人)		
件数割合	18年度(12月まで)	75.5	8.9	(6.3)	2.2	13.3
	19年度(12月まで)	75.6	7.8	(5.1)	2.4	14.3
支払金額割合	18年度(12月まで)	65.9	8.1	(6.3)	8.2	17.8
	19年度(12月まで)	66.8	7.7	(5.9)	8.3	17.2

注(1) 「独立行政法人等」は、独立行政法人、特殊法人及び認可法人である。

注(2) 「その他」は、地方公共団体、国立大学法人、学校法人、個人等である。

(2) 契約方式の状況

○ 契約方式の状況とその変化

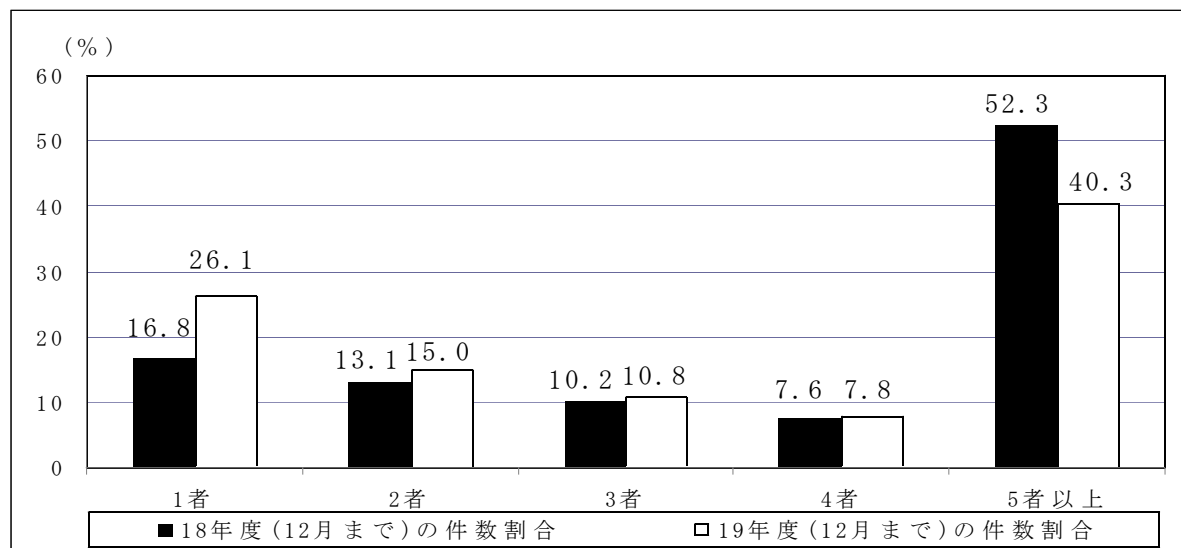
- ・19年度（12月まで）で見ると、随意契約は、前年度同期より、件数割合、支払金額割合のいずれも減少しているが、支払金額割合では58.1%となっており、依然競争契約を上回っている。

(単位：%)

区分	契約方式	競争契約			随意契約	
			一般競争契約	指名競争契約		うち企画競争等を経ない随意契約
件数割合	18年度(12月まで)	43.4	26.3	17.1	56.6	45.2
	19年度(12月まで)	50.4	36.6	13.8	49.6	26.2
支払金額割合	18年度(12月まで)	37.7	23.9	13.8	62.3	56.2
	19年度(12月まで)	41.9	30.6	11.2	58.1	43.8

○ 競争契約における応札者数の状況とその変化

- ・競争契約の割合は、前年度同期に比べて増加しているものの、1者応札契約の割合が増加（件数割合では9.3ポイント）している。



(3) 落札率の状況

(注) 「落札率」とは、契約金額の予定価格に対する比率をいう。

○ 契約方式別の落札率の状況とその変化

- ・随意契約の平均落札率は、競争契約より10ポイント以上高くなっている。
(単位：%)

区分	契約方式			随意契約	合計
	競争契約	一般競争契約	指名競争契約		
18年度(12月まで)の平均落札率	86.3	85.8	86.9	97.3	91.7
19年度(12月まで)の平均落札率	85.7	86.0	84.9	98.1	91.0

○ 競争契約における応札者数別の落札率の状況とその変化

- ・1者応札の平均落札率は、2者以上応札のいずれよりも7ポイントから10ポイント程度上回っており、落札率からみた場合、1者応札の場合には実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

(単位：%)

区分	応札者数					合計
	1者	2者	3者	4者	5者以上	
18年度(12月まで)	93.3	86.8	84.9	83.4	84.9	86.3
19年度(12月まで)	93.1	85.9	83.9	82.6	82.7	85.7

2 随意契約の実施状況及び随意契約となった理由の妥当性

(1) 随意契約の実施状況

○ 随意契約の実施状況とそその変化

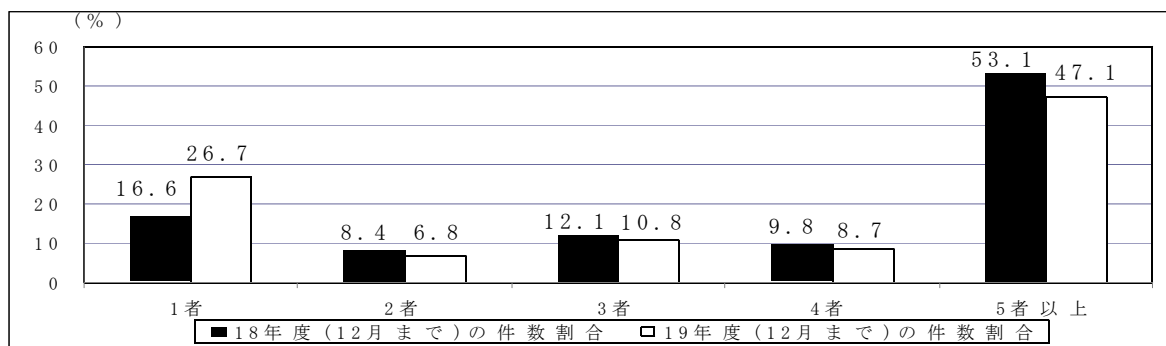
- ・19年度（12月まで）でみると、前年度同期に比べて随意契約全体は減少しており、随意契約の中でも企画随契（企画競争を経た随意契約）は増加している。

（単位：件、百万円、％）

区分 年度	件数			支払金額		
	随意契約全体 (A)	企画随契 (B)	企画随契の割合 (B)/(A)	随意契約全体 (C)	企画随契 (D)	企画随契の割合 (D)/(C)
18年度(12月まで) (a)	80,651	12,605	15.6	1,379,588	100,901	7.3
19年度(12月まで) (b)	72,376	17,454	24.1	1,304,917	163,507	12.5
増△減率 (b)/(a)-1	△ 10.3	38.5		△ 5.4	62.0	

○ 企画競争における応募者数の状況とそその変化

- ・企画随契の割合は、前年度同期に比べて増加しているものの、1者応募の割合が増加（件数割合では10.1ポイント）しており、企画競争において複数の業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている。



(2) 随意契約とした理由の状況

- ・随意契約とした法令上の適用理由をみると、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」（会計法第29条の3第4項）に該当するためとしているものが最も多い（19年度（12月まで）では、件数で83.5％、支払金額で85.6％）。
- ・その具体的な理由を19年度（12月まで）でみると、「専門的又は高度な知識、知見、技術を有する」や「契約実績、経験を有する」など、ほかに履行可能な者がいないことが必ずしも明確にされていないものの件数割合（13.0％）が、17年度より24.5ポイント減少しており、各府省等が随意契約の見直しにおいてこれらの契約を重点的に競争契約や企画随契へ移行させたものと考えられる。

(3) 19年報告に掲記した契約（個別の事態）の見直し状況

○ 個別の事態に係る見直し状況（19年度末現在）

19年報告で報告した随意契約とした理由の妥当性に関して検討の余地があったと認められた契約（個別の事態）601件について、19年度末現在で当局が講じた見直し状況は、次表のとおり。

（単位：件）

区分	個別の事態	見直し状況（19年度末現在）							合計
		措置済み			措置未済			当該年り 当度など	
		競争契約 に移行	企画随 契に移 行	公募を 実 施	20年度 に措置 予定	（うち20 年7月1日 現在で措 置済み）	未定		
件数	601	379	23	25	75	(60)	20	91	613

（注）複数の契約に分割したり、統合したりなどしているため、見直しの前後で件数は一致しない。

<19年度も引き続き随意契約を行っていた事例>

- ・インターネットによる合格者発表事務について、関連する業務を実施している業者と同一の者に請け負わせる必要があるとして引き続き随意契約を行っていた。

○ 見直し後の応札者数、落札率等の状況

- ・競争契約へ移行したのものについては、50%強が1者応札となっていて、契約相手方もそのほとんどは随意契約当時と同じ者となっている。
- ・平均落札率は、全体では低下しているが、1者応札のものは移行前とほぼ同水準となっている。

（単位：件、%）

区分	競争契約に 移行前の状 況	競争契約に移行後の状況				
		全体(A)	1者応札(B) (B)/(A)	2者以上応札 (C) (C)/(A)	(B)のうち	
					契約相手方が 同じ者(D) [(D)/(B)]	契約相手方が 異なる者(E) [(E)/(B)]
件数	392	371	191 (51.5)	180 (48.5)	171 [89.5]	20 [10.5]
平均落札率	93.9	82.0	92.7	70.4	92.8	91.7

（注）「全体(A)」の371件は、競争入札を行ったが不落随契となったものを除いているため、上の表の379件と一致しない。

<競争性の確保に関して検討の必要があったと認められたもの（12件）の事例>

- ・国家公務員宿舎の管理業務について、随意契約から一般競争契約に移行したが、対象宿舎数を大幅に上回る規模の業務実績を競争参加条件としていた（従来の契約相手方だけの1者応札）。
- ・医療機関におけるホームページの保守業務について、随意契約から一般競争契約に移行したが、業務内容と関連性の薄い「病床数の規模」を競争参加条件としていた（従来の契約相手方だけの1者応札）。
- ・吸収式冷温水器の保守点検業務について、随意契約から一般競争契約に移行したが、官公庁を発注元とした特定の保守対象機種に係る保守点検業務実績を競争参加条件としていた（従来の契約相手方だけの1者応札）。
- ・職員寮の維持管理、清掃等の業務について、随意契約から一般競争契約に移行したが、清掃の範囲、寮の規模（世帯数）等が仕様書で明確でなかった（従来の契約相手方だけの1者応札）。

(4) 「随意契約見直し計画」に基づいて適正化を進めることとされている契約の見直し状況

○ 随意契約点検の対象となった契約(17年度)の見直し状況(19年12月末現在)

- ・ 内部部局締結分で、18年度又は19年度(12月まで)に締結された契約との対応関係が把握できた7,595件の見直し措置の状況は、次表のとおり。

(単位:件、%)

区 分	点検対象となった随意契約	左のうち対応関係が把握できたもの	見直し状況(19年12月末現在)						合計
			競争契約(a)	企画随契(b)	公募を経た随意契約(c)	(a)+(b)+(c)	引き続き随意契約	うち随契によらざるを得ないもの	
件 数	15,279	7,595	1,380 (18.0)	889 (11.6)	353 (4.6)	2,622 (34.1)	5,058 (65.9)	2,199 (28.6)	7,680 (100)

(注) 複数の契約に分割したり、統合したりなどしているため、見直しの前後で件数は一致しない。

○ 見直し後の応札者(応募者)数、落札率等

- ・ 競争契約や企画随契へ移行したのものについては、半数以上が1者応札(応募)となっていて、契約相手方もそのほとんどは随意契約当時と同じ者となっている。

(単位:件、%)

区 分	競争契約等に移行前の状況	競争契約等に移行後の状況					
		全体(A)	1者応札(応募)(B) (B)/(A)	2者以上応札(応募)(C) (C)/(A)	(B)のうち		
					契約相手方が同じ者(D) [(D)/(B)]	契約相手方が異なる者(E) [(E)/(B)]	
競争契約に移行	件 数	1,311	1,329	783 (58.9)	546 (41.1)	647 [82.6]	136 [17.4]
	平均落札率	96.0	87.1	93.7	76.4	93.5	94.5
企画随契に移行	件 数	932	889	578 (65.0)	311 (35.0)	523 [90.5]	55 [9.5]
	平均落札率	97.5	97.9	98.3	97.1	98.3	98.0

(注) 「全体(A)」の1,329件は、競争入札を行ったが不落随契となったものを除いているため、上の表の1,380件と一致しない。

<競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められたもの(37件)の事例>

- ・ ガス吸収冷暖房機の点検保守業務について、随意契約から一般競争契約に移行したが、保守対象と同じ型式番号のガス吸収冷暖房機に係る保守点検業務実績を競争参加条件としていた(従来の契約相手方だけの1者応札)。
- ・ システムの修正及びデータ入力業務について、随意契約から一般競争契約に移行したが、関係規程による競争参加資格等級よりも上位の等級を競争参加条件としていた(従来の契約相手方だけの1者応札となり、不落随契)。
- ・ 随意契約から、ほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募に移行したが、公告において従来の契約相手方名を契約予定相手方として記載していた(応募者なしのため従来の契約相手方との随意契約)。
- ・ 調査業務について、随意契約から企画競争(2者応募)に移行したが、公告を行わずに、事業実施部局が選定した業者にのみ参加を依頼し、同部局の職員のみで審査を行っていた。

3 公益法人に対する随意契約の実施状況及び公益法人による再委託の状況

(1) 公益法人を契約相手方とする随意契約の実施状況

○ 公益法人を契約相手方とする契約の契約方式の状況とその変化

- ・19年度（12月まで）で見ると、随意契約の割合は、前年度同期より減少しており、特に、企画競争等を経ない随意契約の割合は大幅に減少している。しかし、随意契約の割合は、契約全体でみた場合よりも依然として高い。

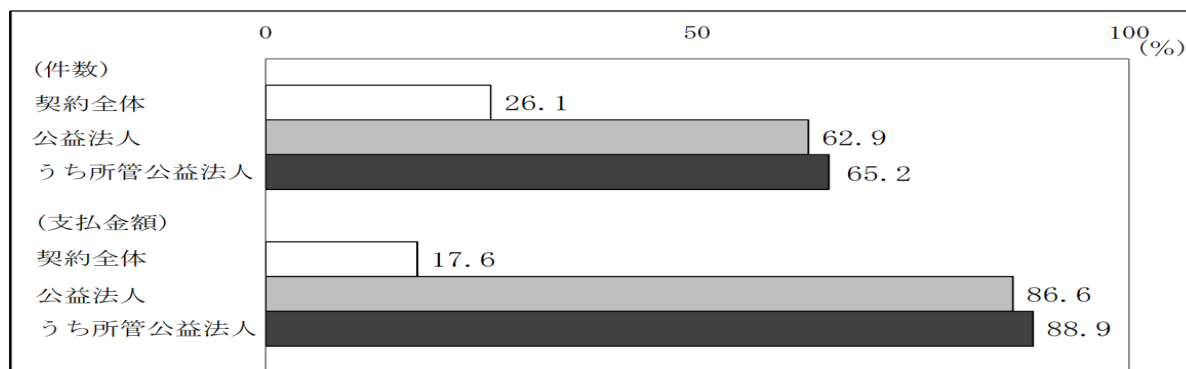
(単位：%)

区 分		競争契約		随意契約		左のうち企画競争等を経ない随意契約	
		18年度(12月まで)	19年度(12月まで)	18年度(12月まで)	19年度(12月まで)	18年度(12月まで)	19年度(12月まで)
件数割合	契約全体	50.4	43.4	49.6	56.6	26.2	45.2
	公益法人が契約相手方	27.3	13.9	72.7	86.1	14.9	67.4
	うち所管公益法人	28.4	14.5	71.6	85.5	11.9	67.5
支払割合	契約全体	41.9	37.7	58.1	62.3	43.8	56.2
	公益法人が契約相手方	14.6	3.5	85.4	96.5	22.7	80.7
	うち所管公益法人	17.4	3.5	82.6	96.5	16.1	79.4

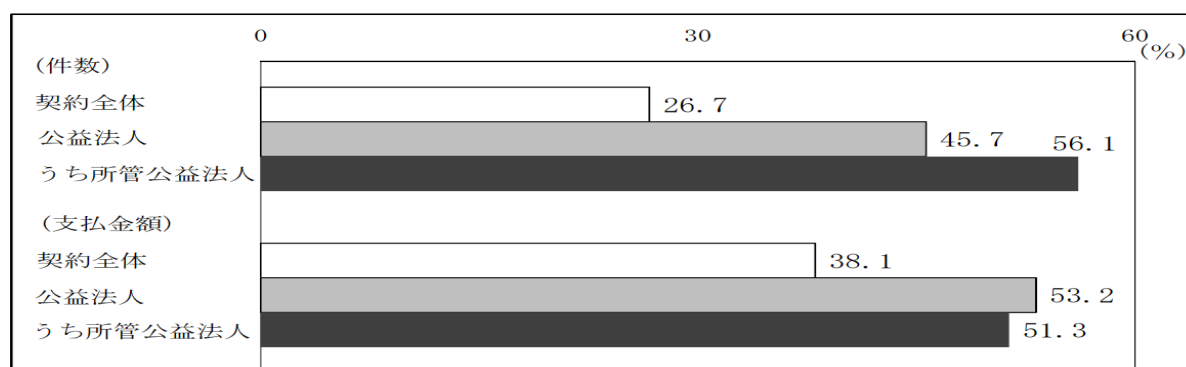
○ 公益法人を契約相手方とする契約の1者応札（応募）の状況

- ・契約全体でみた場合より1者応札（応募）の割合が大幅に高い。

①競争契約における1者応札の割合（19年度（12月まで））



②企画随契における1者応募の割合（19年度（12月まで））



(2) 公益法人を契約相手方とする随意契約において随意契約とした理由の状況

- ・随意契約とした法令上の適用理由をみると、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」が件数で95.0%、支払金額で96.2%となっており、随意契約全体でみた場合よりもいずれも10ポイント以上高い。

(3) 19年報告に掲記した公益法人を契約相手方とする契約（個別の事態）の見直し状況（5ページの2(3)のうち、公益法人分）

＜競争性の確保に関して検討の必要があったと認められたもの（3件・5ページの12件の内数）の事例＞

- ・広報誌の作成（購入）業務について、随意契約から企画競争に移行したが、管内の国の機関が発行した広報誌の作成実績を企画競争の参加資格としていた（従来の契約相手方公益法人の1者応募）。
- ・健康診断業務について、随意契約から一般競争契約に移行したが、業務従事者の資格要件を必要以上に限定して競争参加条件としていた（従来の契約相手方公益法人の1者応募）。

(4) 「随意契約見直し計画」に基づいて適正化を進めることとされている公益法人を契約相手方とする契約の見直し状況（6ページの2(4)のうち、公益法人分）

＜競争性、透明性の確保に関して検討の必要があったと認められたもの（21件・6ページの37件の内数）の事例＞

- ・国民への情報提供等に関する調査業務について、随意契約から企画競争に移行したが、主としてウェブサイトの運営であり、競争契約への移行を検討すべきであった（従来の契約相手方公益法人の1者応募）。
- ・庁舎内の中央監視の対象となる電気、機械設備等の運転、監視業務等について、随意契約から一般競争契約に移行したが、一部の業務については分割が可能と認められることから、契約対象とする業務の範囲について検討の余地があった（従来の契約相手方公益法人の1者応募）。
- ・法令遵守状況のモニタリング業務について、随意契約から企画競争（2者応募）に移行したが、審査項目は設定及び公開しているものの採点を行わずに契約相手方を選定したり、審査の過程等を記録した書類を保存していなかったりしていた。

(5) 公益法人による再委託の状況

～予定価格が300万円を超える随意契約18年度及び19年度（12月まで）を対象～

○ 再委託に関する契約条項の状況

- ・19年度（12月まで）でみると、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものが依然として9.4%ある。

○ 再委託の実施状況

- ・18年度でみると、再委託が行われている契約のうち、再委託率が50%以上となっている契約の割合は、件数で8.3%、支払金額で12.9%となっている。

4 契約の透明性の向上に向けた体制整備の状況

～各府省等の内部部局（39省庁）を対象～

(1) 契約事務体制の状況（20年4月1日現在）

契約担当職員の数（実員）は、全体では1,304人であり、19年報告における18年4月1日現在の数より56人の増員となっている。

(2) 随意契約に関する審査、監視体制等の状況

○ 事前の審査体制（20年4月1日現在）

39省庁すべての契約担当部局が通常の契約締結事務の決裁を行う中で審査を行っているとともに、33省庁では内部規程等に基づき設置された審査委員会等や監査担当部局等がそれぞれ又は重ねて審査を行っている。

○ 内部監査の実施状況（20年4月1日現在）

内部監査の実施状況（19年度）については、多くの省庁が随意契約に関する監査を重点事項として監査しており、27省庁（19年報告では14省庁）は監査結果のデータベース化を行っているが、データベース化を行っていない省庁もなお相当数見受けられる。

○ 契約監視のための第三者機関の設置、監視状況（20年5月1日現在）

各府省等の契約の監視を行う第三者機関については、すべての省庁の内部部局に設置されているが、審査対象とする契約を抽出する方法や審査結果の意見の具申先を定めていなかったり、20年7月1日現在で審議の概要をホームページ上に公表していなかったりなど、審議の効率性や透明性の面で十分でない省庁が見受けられる。

(3) 契約情報の公表状況（20年4月1日現在）

契約情報の公表状況については、各省庁とも公表すべきと定められている項目は公表しているが、内部部局のホームページに地方支分部局の契約情報を掲載したページへのリンクを設定していないなどアクセスの利便性に欠ける省庁があるほか、いずれの省庁も、会計別や主な契約相手方ごとの年間合計支払金額等の情報が一覧できるような方式にはなっていない状況である。

5 随意契約先公益法人における所管府省退職者の再就職者数

(1) 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者の状況（19年4月1日現在）
 ～18年度又は19年度（12月まで）に締結された随意契約（少額随契等を除く。）
 の相手方となっている所管公益法人1,141法人を対象～

○ 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者の状況

随契先公益法人1,141法人の78.6%に当たる897法人に、所管府省退職者の再就職者が計9,196人在籍している（19年報告では、1,223法人の78.7%に当たる962法人に9,993人）。

（単位：法人、人、百万円）

所管公益法人数(A)	随契先公益法人数(B) (B)/(A)	(B)のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別法人数		(C)における所管府省退職者の再就職者数(D)	1法人当たりの平均再就職者数(D)/(C)	(C)の随契先公益法人への随契支払額	
		「有」(C) (C)/(B)	「無」			18年度	19年度(12月まで)
6,723	1,141 (17.0%)	897 (78.6%)	244	9,196 〔従業員 5,950〕 〔役員 3,246〕	10.2 〔従業員 6.6〕 〔役員 3.6〕	316,764	105,475
		<962>		<9,993>			

注(1) <>書きは、18年4月1日現在の法人数、再就職者数である。

注(2) 「(C)の随契先公益法人への随契支払額」は、再就職者が在籍している随契先公益法人への随意契約に係る所管府省からの支払金額である。

○ 再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人の随意契約（18年度）の状況

所管府省退職者の再就職者が在籍している公益法人は、在籍していない公益法人に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多く、また、随意契約のうち企画競争等を経ない随意契約の割合や企画随契のうち1者応募の占める割合が高い。

（単位：法人、件、百万円）

区分	法人数	件数			支払金額		
		1法人当たり随意契約件数	企画競争等を経ない随意契約の割合	企画随契のうち1者応募の割合	1法人当たり随意契約支払金額	企画競争等を経ない随意契約の割合	企画随契のうち1者応募の割合
在籍有り	864	9.0	80.2%	50.8%	366	80.3%	45.3%
在籍無し	212	2.3	31.3%	19.7%	47	53.5%	41.2%

(注) 「法人数」は、18年度に随意契約の相手方となっている所管公益法人の数であり、共管公益法人の重複を控除していない。

(2) 主な随契先民間企業等への発注元府省等退職者の再就職者の状況(19年4月1日現在)

～各府省等ごとに、18年度における随意契約に係る支払金額の合計額が多い法人

(合計額が1000万円以下の法人等を除く。) 上位30法人等を対象～

(単位：法人、人、百万円)

調査した主な随契先民間企業等の数 (A)	(A)のうち、発注元府省等退職者の再就職者の在籍の有無別法人数			(B)における発注元府省等退職者の再就職者数 (C)		1法人当たりの平均再就職者数 (C)/(B)	(B)の主な随契先民間企業等への随契支払額	
	「有」(B) (B)/(A)	「無」	「調査困難等」	うち役員数			18年度	19年度(12月まで)
391	112 (28.6%)	214	65	1,119	151	9.9	649,389	228,843

注(1) 「調査困難等」は、発注元府省等から、調査を実施したが主な随契先民間企業等の協力を得られなかったなどとする回答があった法人数である。

注(2) 「(B)の主な随契先民間企業等への随契支払額」は、再就職者が在籍している主な随契先民間企業等への随意契約に係る発注元府省等からの支払金額である。

6 再委託先への所管府省及び当該公益法人それぞれの退職者の再就職者数

～所管公益法人と締結された随意契約(予定価格300万円超のもの)に係る再委託

託のうち、18年度又は19年度(12月まで)のいずれかの年度の再委託支払金額

が年間合計1000万円を超えている再委託先430法人を対象～

○ 再委託先への所管府省退職者の再就職者の状況(19年4月1日現在)

(単位：法人、人)

再委託先の数	左のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別数			(A)における所管府省退職者の再就職者数(B)	1法人当たりの平均再就職者数(B)/(A)
	「有」(A)	「無」	「調査困難等」		
430	27	53	350	87 〔 従業員 33 役員 54 〕	3.2 〔 従業員 1.2 役員 2.0 〕

(注) 「調査困難等」は、所管府省から、資料がないなどのため再委託先への所管府省退職者の再就職の調査が困難、不能との回答があった再委託先の数である。

○ 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者の状況(19年4月1日現在)

(単位：法人、人)

再委託先の数	左のうち随契先公益法人退職者の再就職者の在籍の有無別数			(A)における随契先公益法人退職者の再就職者数(B)	1法人当たりの平均再就職者数(B)/(A)	(B)のうち所管府省退職者数
	「有」(A)	「無」	「調査困難等」			
430	39	376	15	85 〔 従業員 43 役員 42 〕	2.1 〔 従業員 1.1 役員 1.0 〕	58

(注) 「調査困難等」は、随契先公益法人から、調査を実施したが再委託先の協力を得られなかったなどとする回答があった再委託先の数である。

7 5、6についてそれぞれの公益法人及び再委託先の従業員に占める再就職者の比率、

役員に占める比率

(1) 随契先公益法人の従業員及び役員に占める再就職者の比率

○ 随契先公益法人への所管府省退職者の再就職者数の比率（19年4月1日現在）
（単位：法人、%）

所管府省退職者の再就職者が在籍している随契先公益法人数	従業員・役員の別	所管府省退職者の占める比率別随契先公益法人数										
		該当者無し	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
897	従業員	342 (37.3)	224 (24.4)	133 (14.5)	84 (9.2)	50 (5.5)	22 (2.4)	24 (2.6)	13 (1.4)	9 (1.0)	6 (0.7)	10 (1.1)
	役員	58 (6.3)	325 (35.4)	206 (22.5)	150 (16.4)	98 (10.7)	37 (4.0)	20 (2.2)	8 (0.9)	4 (0.4)	6 (0.7)	5 (0.5)

(注) 「所管府省退職者の占める比率別随契先公益法人数」の公益法人数は、共管公益法人の重複を含んだ数であり、() 書きは、この重複を含めた延べ917法人に対する割合である。

(2) 再委託先の従業員及び役員に占める再就職者の比率

○ 再委託先への所管府省退職者の再就職者数の比率（19年4月1日現在）
（単位：法人、%）

所管府省退職者の再就職者が在籍している再委託先の数	従業員・役員の別	所管府省退職者の占める比率別再委託先数										
		該当者無し	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
27	従業員	13 (46.4)	14 (50.0)	-	1 (3.6)	-	-	-	-	-	-	-
	役員	9 (32.1)	8 (28.6)	2 (7.1)	4 (14.3)	4 (14.3)	-	-	1 (3.6)	-	-	-

(注) 「所管府省退職者の占める比率別再委託先数」の再委託先数は、再委託先の重複を含んだ数であり、() 書きは、この重複を含めた延べ28法人に対する割合である。

○ 再委託先への随契先公益法人退職者の再就職者数の比率（19年4月1日現在）
（単位：法人、%）

随契先公益法人退職者の再就職者が在籍している再委託先の数	従業員・役員の別	随契先公益法人退職者の占める比率別再委託先数										
		該当者無し	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上
39	従業員	15 (36.6)	22 (53.7)	3 (7.3)	1 (2.4)	-	-	-	-	-	-	-
	役員	22 (53.7)	1 (2.4)	6 (14.6)	4 (9.8)	-	-	2 (4.9)	2 (4.9)	1 (2.4)	-	3 (7.3)

(注) 「随契先公益法人退職者の占める比率別再委託先数」の再委託先数は、再委託先の重複を含んだ数であり、() 書きは、この重複を含めた延べ41法人に対する割合である。

検査の結果に対する所見

国の契約は、その支払財源に国民からの貴重な税金等が充てられているが、現下の財政事情が厳しい状況にあることにかんがみると、契約の締結に当たって、経済的及び効率的に行っていくことはますます重要となっている。

このような中で、各府省等は、「随意契約見直し計画」等に基づき、公共調達 の適正化への取組を行っており、その結果、競争契約の割合も増加するなどして いるが、「検査の結果」で記述したとおり、実質的な競争性の確保等の面からは 幾つかの課題が見受けられる。

したがって、各府省等においては、随意契約の適正化を一層推進するため、 「随意契約見直し計画」の厳正な実施を徹底するとともに、契約の締結に当たっ ては、更に次の点に留意することにより、契約の公正性、競争性及び透明性の更 なる向上に努める必要がある。

ア 契約方式について

- (ア) 引き続き随意契約が行われているもののうち、真に随意契約によらざるを 得ないと認められるもの以外は、発注する業務の内容を仕様書等において具 体的に定めるなどして早急に総合評価方式を含む競争契約への移行を図る。 また、仕様書等の内容を具体的に提示することが困難な場合に限って企画随 契への移行を検討することとし、競争契約が可能なものを安易に企画随契と しないよう留意する。そして、いずれの契約方式においても、契約金額の上 限となる予定価格の一層適正な作成に努める。
- (イ) 競争契約や企画随契を行うに当たっては、入札や応募の内容についてより 多くの者に周知できるような方法で公告等を行うとともに、契約の適正な履 行の確保に配慮しつつ、より多くの者の参加が可能となるよう、入札や応募 の資格要件は制限的なものとならない必要最小限にとどめるほか、仕様書や 実施要領等の内容を明確にするなどして、実質的な競争性の確保に努める。
- (ウ) 企画競争を実施する場合には事業実施部局の担当職員以外の者も審査に参 加させたり、公募を実施する場合には契約予定相手方名の表示は行わないよ うにしたりなどして、それぞれ公正性及び透明性の一層の向上を図る。

イ 公益法人を契約相手方とする随意契約について

(ア) やむを得ず公益法人を契約の相手方とした随意契約を行わざるを得ない場合においても、ほかに履行可能な者がいないかの把握等を更に厳格に行うとともに、企画競争等を経ない随意契約から競争契約や企画随契に移行する場合には、上記ア(イ)と同様、実質的な競争性の確保に努める。

(イ) 再委託については、禁止する又は承認を必要とする旨の契約条項を必ず設けるとともに、特に、再委託率が高率となるものについては、再委託の妥当性や随意契約とした理由との整合性に留意する。

ウ 契約の透明性の向上に向けた取組について

(ア) 内部監査の結果による指示・指摘事項等については、データベース化を行うなどして、省庁内での情報の蓄積と共有化を図る。

(イ) 第三者機関の運営については、各機関がその機能を十分発揮するために、実質的な審議が効率的に進められるよう工夫を行うほか、審議内容の公表について透明性の向上を図る。

(ウ) 各府省等の全体の契約情報へのアクセスが容易となるよう、ホームページにおける更なる利便性の向上を図るとともに、国民の要望に配慮した情報の提供について更に検討する。

エ 契約の発注元府省等退職者の再就職について

契約の発注元府省等退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には、特に透明性の確保に留意し、随意契約とした理由や企画競争における応募要件の妥当性等について十分説明責任を果たせるようにする。

会計検査院としては、契約の公正性、競争性及び透明性の重要性にかんがみ、今後とも、各府省等の契約について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。